

# 上下水道料金の軽減制度

上下水道料金には、皆さんの生活負担を軽減できる制度があります。  
次の条件に該当する方は、申請し承認されると、基本料金が軽減されます。

## 水道料金 問合せ 西空知広域水道企業団 ☎76-2486

基本料月額2,430円（消費税込み）のうち626.4円が軽減されます。

- 該当条件
- 生活保護世帯
  - 70歳以上の単身世帯で、当該年度の町民税が非課税世帯の方
  - 母子家庭で次の全てに該当する方
    - ・満20歳未満の子ども1人以上を扶養
    - ・母親の年齢が65歳未満
    - ・当該年度の町民税が非課税世帯または均等割のみの課税世帯



## 下水道料金 問合せ 建設課都市管理グループ ☎76-2139

基本料月額1,512円（消費税込み）のうち540円が軽減されます。

- 該当条件
- 生活保護世帯の方
  - 65歳以上の老人世帯で、当該年度の町民税が非課税世帯の方
  - 母子家庭または父子家庭で次の全てに該当する方
    - ・児童扶養手当の受給者
    - ・満20歳未満の子ども1人以上を扶養
    - ・母または父の年齢が65歳未満
    - ・当該年度の町民税が非課税世帯または均等割のみの課税世帯

### ～地下水を利用している皆さんへ～

地下水を利用して下水道に排出する汚水は、届出により使用水量を認定しています。  
世帯員が減少した場合、この認定水量を減らすことにより、下水道料金を減額することができますので、就学、就職などで転出した場合は、忘れずに届出をしましょう。  
一方、世帯員が増えた場合にも、必ず届出をし、公平な負担にご協力をお願いします。  
地下水を下水道に排出した場合は、次の表により使用水量を認定しています。

用途別	飲料、炊事、洗濯、手洗い等	入浴施設	水洗便所
一般用	1戸3人まで6㎡	1人につき1㎡	1人につき1㎡
	1人増すごとに2㎡を加算		

※水道水と地下水を併用している場合は、水道メーターによる水量にこの表により認定した地下水の水量を加算します。

### 【口座振替を利用しませんか？】

口座振替納付は、一度手続きすれば、指定した金融機関の口座から毎月27日（土日祝日の場合は休み明け）に自動的に振替納付される便利な制度です。

利用される方は、口座振替依頼書を窓口でお渡ししますので、建設課都市管理グループまでお越しください。

記載した依頼書を各金融機関に提出いただくと口座振替が開始されます。

※27日に振替できなかった場合は、翌月の10日に再振替が行われます。

# 住民税（町民税・道民税）の計算をしています

問合せ 住民課町税グループ ☎76-2130

町は、法定調書（給与支払報告書）や確定申告書の情報をもとに住民税の税額の計算をしており、5月から6月にかけて、皆さんに平成28年度住民税納付のお願いをします。

今回は住民税について、皆さんにお知らせします。

## ●住民税と所得税の違い

住民税は所得で計算されるので、所得税とよく間違われます。所得税は国の税金で、住民税は北海道と市町村の税金です。

	住民税	所得税
納付先	町民税分と道民税分を町に納めます。 ※道民税分は、後日、町が北海道に納付します。	国に納めます。
	窓口 役場住民課	窓口 税務署
対象	前年の所得に税金が発生します。	その年の所得に税金が発生します。
主な控除	基礎控除額 33万円 扶養控除（一般） 33万円 生命保険料控除 3.5万円 ※旧生命保険料のみの上限額	基礎控除額 38万円 扶養控除（一般） 38万円 生命保険料控除 5万円 ※旧生命保険料のみの上限額
税率	税率は一律10%（町6%、道4%）	税率は累進課税で5%～45%

## ●住民税納付方法

年間の住民税が算出されると、次のいずれかの方法で納付します。

### ▶給与特別徴収

毎月の給与から住民税を納め（天引きし）、給与支払者（勤務先）が徴収した分を町に納入します。

### ▶年金特別徴収

年金から住民税を納め（天引きし）ます。

### ▶普通徴収

納付書を発送しますので、納期限までに金融機関または役場会計窓口で住民税を納めます。（年4回）

なお、口座振替の届出をされた場合は、指定の口座から引き落とします。

## ●証明書

納税通知書は、所得額を記載していることから「所得証明書」の代わりになり、課税額を記載していることから「課税証明書」の代わりにもなりますので、大事に保管してください。

※確定申告や住民税申告をしても、非課税者には納税通知書を送付しません。申告書の控えが「所得証明書」の代わりになりますが、課税証明書が必要な場合は役場窓口で「非課税証明書」（有料）を発行します。